○請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について

平成30年5月31日　国地契第5号、国官技第53号、国営計第16号、国北予第4号、国港総第116号、国港技第21号
最終改正　令和3年12月10日　国会公契第33号、国官技第226号、国営管第495号、国営計第141号、国北予第41号、国港総第486号、国港技第59号
大臣官房地方課公共工事契約指導室長、技術調査課建設システム管理企画室長、官庁営繕部管理課契約事務改善推進官、官庁営繕部計画課営繕計画調整官、港湾局総務課調整官、技術企画課建設企画室長、北海道局予算課長から
大臣官房官庁営繕部管理課契約事務改善推進官、整備部特別整備室官庁施設防災対策官、各地方整備局総務部契約管理官、企画部技術調整管理官、営繕調査官、港湾空港部事業計画官、北海道開発局事業振興部工事管理課長、営繕品質調査官あて

工事請負契約書第３条に基づく請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）における法定福利費の明示については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成２９年８月２５日付け国地契第２２号、国北予第８号）及び「「工事請負標準契約書の制定について」等の一部改正について」（平成２９年９月１日付け国港総第２５４号）等に従い、平成２９年１０月１日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところである。今般、受注者から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるための取組の一環として、当面の間、下記のとおり行うこととしたので、遺漏無きよう取りはからわれたい。

なお、本通知は、平成３０年６月１日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。

記

１．受注者が決定したときは、当該受注者に対し、内訳書に法定福利費を記載する際に、以下の点に留意するよう周知徹底を行うこと。
・計算間違い等、数値的・機械的に誤っていないこと。
・法定福利費の算出に当たって、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（平成２７年５月２６日）に準拠する等、適切な方法で行っていること。
・下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。
２．受注者から内訳書が提出されたときは、その内容を確認し、受注者が記載した法定福利費が、

公表している「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」に比して著しく低い場合（具体的には２分の１以下を目安とする。）には、受注者に対して法定福利費の額の算出・記載に誤りがないか確認を行うこと。

３．当面の間、上記２．により確認を行った工事については、四半期毎に、別添の様式に必要事項を記載した上で、本省会計課公共工事契約指導室又は港湾局総務課（本省官庁営繕部にあっては、官庁営繕部管理課）に提出するとともに、各地方整備局建政部建設産業課又は北海道開発局事業振興部建設産業課（本省官庁営繕部にあっては、不動産・建設経済局建設業課）にも同様式を提出すること。

別添

請負代金内訳書調査票

当該四半期全体の契約件数	（件）

（単位：円）

	工事名 【予定価格に占める法定福利費の概算額 /請負代金内訳書に記載された法定福利費 (%)が著しく低いもの（50%以下が目安）について記載】	予定価格 （税抜）	予定価格に含まれる 法定福利費の概算額	契約金額 （税抜）	請負代金内訳書に記載 された法定福利費の額	受注者が当初記載した額が確認により 変更された場合には、変更後の法定福利費の額 （工事開始後の契約変更に伴うものは除く。）	受注者による確認を経 てもなお50%（目安）を 下回る場合に 「✓」を記載
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							